

秋田県微小粒子状物質 (PM2.5) 注意喚起運用マニュアルの要点

1 趣旨

PM2.5に関する注意喚起等の手順について、必要な事項を定める。

2 注意喚起の手順

○初動対応：PM2.5濃度が上昇した場合（1時間値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 超）、測定値が県の担当者へメールで自動配信され、監視を強化する。

○注意喚起の判断：国の「注意喚起のための暫定的な指針」に基づき、午前5時～12時のPM2.5測定値から、当該日の1日平均値が $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えるかどうか判断する。

○注意喚起・周知：1日平均値が $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると判断した場合、速やかにウェブページへの掲載、報道機関へ情報提供を行うとともに、市町村担当課及び県関係各課に連絡する（原則FAXによる。連絡系統図参照）。

(注) ①午前8時頃と②午後1時頃の2回の連絡のタイミングがある。

○注意喚起の終了：1時間値が $50 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を下回り、改善が見られる場合には注意喚起を終了する。

3 秋田市との関係

大気汚染防止法の政令市である秋田市と、このマニュアルの実施について協議するなど十分連携を図る。